

価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査結果の概要及び 「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

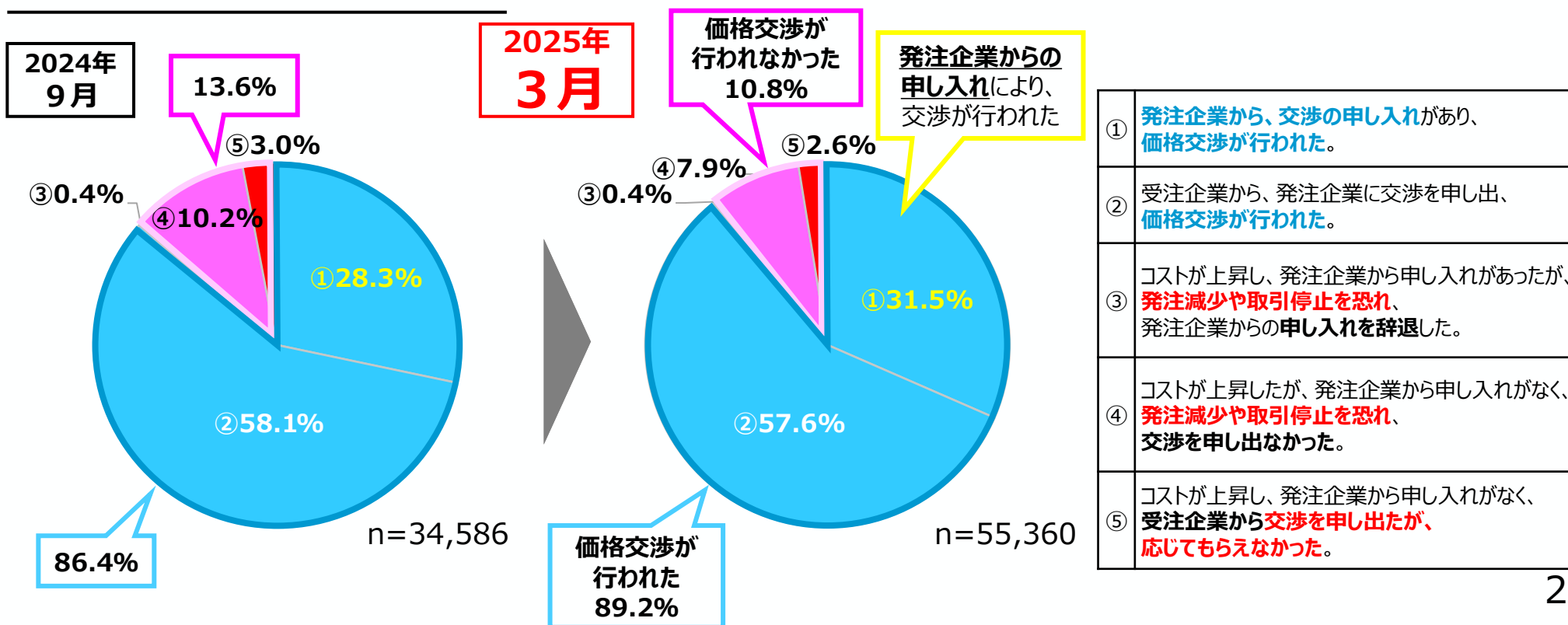
令和7年6月30日
中小企業庁

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から**約3ポイント増の31.5%**。
 - 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**3ポイント増の89.2%**。
 - 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
- **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。**引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況

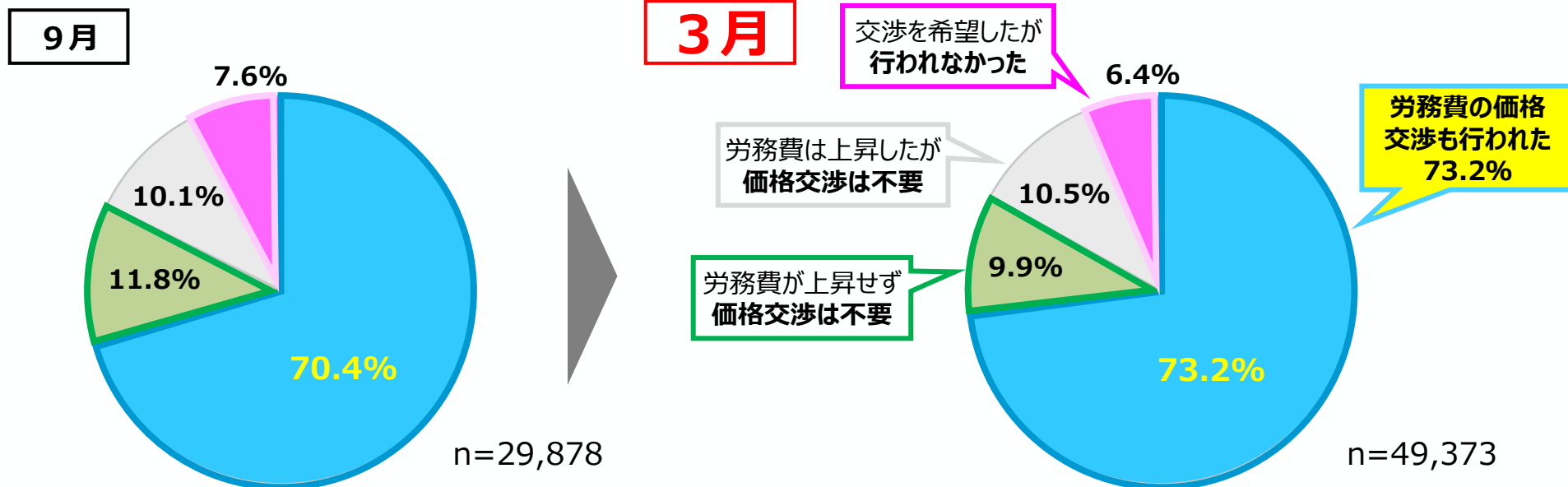


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
 - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否**された。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率は52.4%**。昨年9月より**約3ポイント増加**（前回49.7%→52.4%）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、前回から**約3ポイント増の83.1%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→16.9%）。
 - **価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**

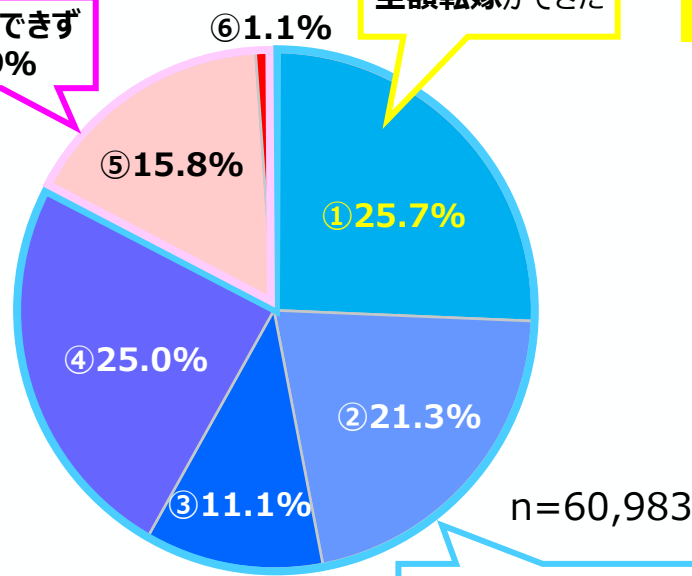
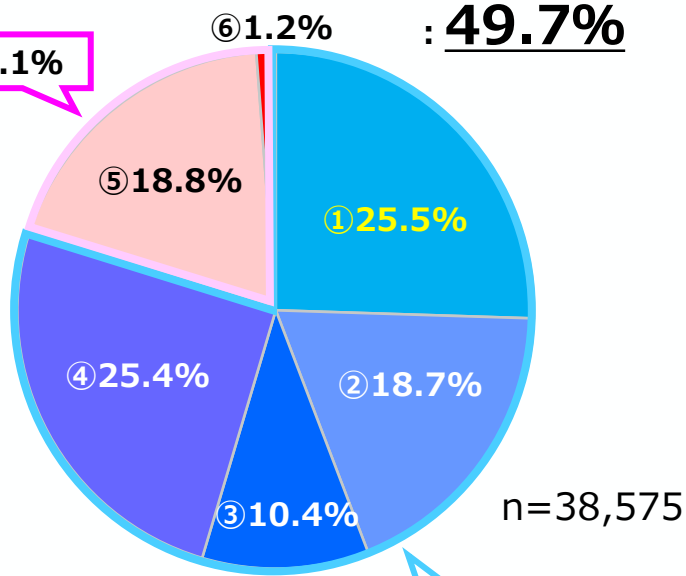
3月

転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**

20.1%

全く転嫁できず
16.9%

全額転嫁ができた



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割
- ⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

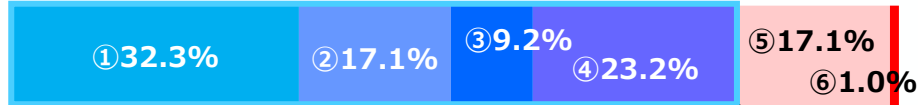
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **労務費の転嫁率**は、前回から**約4%ポイント上昇**したものの、原材料費と比較して**約6ポイント低い水準**。
- **エネルギー費の転嫁率も**、前回から**約3%ポイント上昇**したものの、**コスト全般の転嫁率より低い水準**。
- **労務費指針**や、**原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す**旨の**振興基準**等を引き続き周知していく。

原材料費

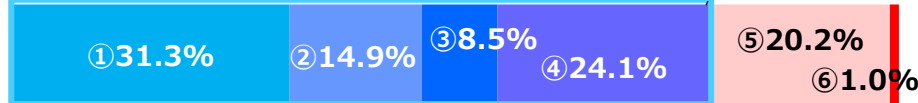
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



労務費

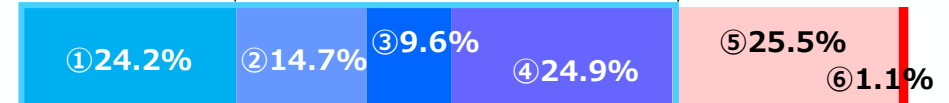
3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%



① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送**は約6ポイント、**広告**は約7ポイント上昇。

2025年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
					原材料費	エネルギー費		労務費			
①全体			↑	52.4% (49.7%)	↑	54.5% (51.4%)	↑	47.8% (44.4%)	↑	48.6% (44.7%)	
②業種別	1位	化学	↑	64.8% (61.9%)	↑	69.3% (65.0%)	↑	62.4% (57.9%)	↑↑↑	61.3% (54.6%)	
	2位	製薬	↑↑↑	64.1% (53.6%)	↑↑	68.7% (60.4%)	↑	56.6% (54.2%)	↑↑↑	61.7% (46.5%)	
	3位	食品製造	↑↑	60.3% (55.3%)	↑	62.7% (58.3%)	↑	52.2% (47.6%)	↑	51.7% (47.2%)	
	4位	電機・情報通信機器	↑	58.4% (54.8%)	↑	62.8% (58.9%)	↑	52.7% (49.6%)	↑	53.3% (48.7%)	
	5位	造船	↑	57.6% (57.0%)	↓	60.2% (62.1%)	↑	57.9% (56.5%)	↓	51.0% (53.2%)	
	6位	飲食サービス	↓	57.3% (59.0%)	↓	58.4% (61.2%)	↓	48.2% (49.0%)	↓	46.1% (49.4%)	
	7位	自動車・自動車部品	↑	56.6% (51.9%)	↑	63.7% (59.8%)	↑	55.0% (51.8%)	↑	53.4% (48.9%)	
	8位	機械製造	↑	56.2% (54.3%)	↑	63.3% (60.7%)	↑	52.2% (49.1%)	↑	50.6% (47.4%)	
	9位	卸売	↑	54.4% (51.2%)	↑	56.5% (51.7%)	↑	48.1% (43.9%)	↑	47.4% (42.9%)	
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑	54.3% (47.1%)	↑↑↑	50.5% (38.0%)	↑↑↑	46.0% (34.0%)	↑↑	53.6% (46.3%)	
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑	53.6% (48.0%)	↑↑	55.2% (49.0%)	↑↑	50.1% (43.5%)	↑↑	51.8% (43.9%)	
	12位	建設	↑	52.6% (50.3%)	↑	53.7% (51.6%)	↑	48.2% (46.0%)	↑	50.4% (47.4%)	
	13位	小売	↑	52.5% (48.8%)	↑	53.4% (49.2%)	↑↑	46.8% (41.7%)	↑↑	46.3% (40.5%)	
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.2% (49.8%)	↑↑	53.5% (47.4%)	↑↑	51.0% (43.6%)	↑↑	49.5% (43.4%)	
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑	51.5% (45.5%)	↑↑	50.6% (44.3%)	↑↑	48.1% (41.6%)	↑↑	49.3% (42.8%)	
	16位	紙・紙加工	↑	51.4% (50.2%)	↑	52.5% (49.9%)	↑	46.8% (43.0%)	↑	46.7% (42.7%)	
	17位	金融・保険	↑↑↑	51.1% (40.9%)	↑↑↑	50.5% (36.3%)	↑↑↑	45.6% (31.7%)	↑↑↑	47.7% (37.4%)	
	18位	金属	↑	50.9% (50.3%)	↑	56.4% (55.4%)	↑	47.5% (44.5%)	↑	46.3% (42.6%)	
	19位	生活関連サービス	↑	50.2% (48.4%)	↑	48.9% (48.2%)	↑	44.5% (41.2%)	↑	43.4% (42.7%)	
	20位	不動産・物品賃貸	↑	48.5% (48.1%)	↑	49.0% (46.5%)	↑↑	46.0% (41.0%)	↑	47.0% (45.4%)	
	21位	印刷	↓	47.7% (48.5%)	↓	48.9% (49.0%)	↑	41.3% (41.1%)	↓	39.6% (40.6%)	
	22位	繊維	↓	47.5% (49.0%)	↑	49.1% (48.8%)	↓	41.6% (45.3%)	↓↓	41.7% (46.8%)	
	23位	建材・住宅設備	↓↓	46.6% (51.6%)	↓	48.3% (51.6%)	↓	41.3% (44.9%)	↓	39.5% (42.8%)	
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓	46.0% (47.6%)	↑	55.6% (55.5%)	↓	42.4% (42.9%)	↑	41.2% (41.0%)	
	25位	農業・林業	↑	45.0% (41.2%)	↑	44.6% (39.9%)	↑	41.3% (37.3%)	↑	38.9% (36.1%)	
	26位	放送コンテンツ	↑	43.2% (39.8%)	↑	44.6% (40.4%)	↓	36.0% (36.2%)	↑	41.7% (36.8%)	
	27位	廃棄物処理	↓↓↓	39.3% (50.7%)	↓↓	37.2% (43.1%)	↓↓↓	34.4% (47.0%)	↓↓↓	35.3% (48.7%)	
	28位	広告	↑↑	38.7% (31.4%)	↑↑↑	48.4% (32.3%)	↑↑↑	37.8% (26.4%)	↑	36.3% (32.1%)	
	29位	通信	↓↓	37.7% (47.0%)	↓↓	37.2% (44.7%)	↓↓	34.1% (40.5%)	↓↓	37.3% (45.7%)	
	30位	トラック運送	↑↑	36.1% (29.5%)	↑↑	32.1% (25.7%)	↑↑	33.1% (27.2%)	↑↑	32.8% (26.9%)	
		－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－

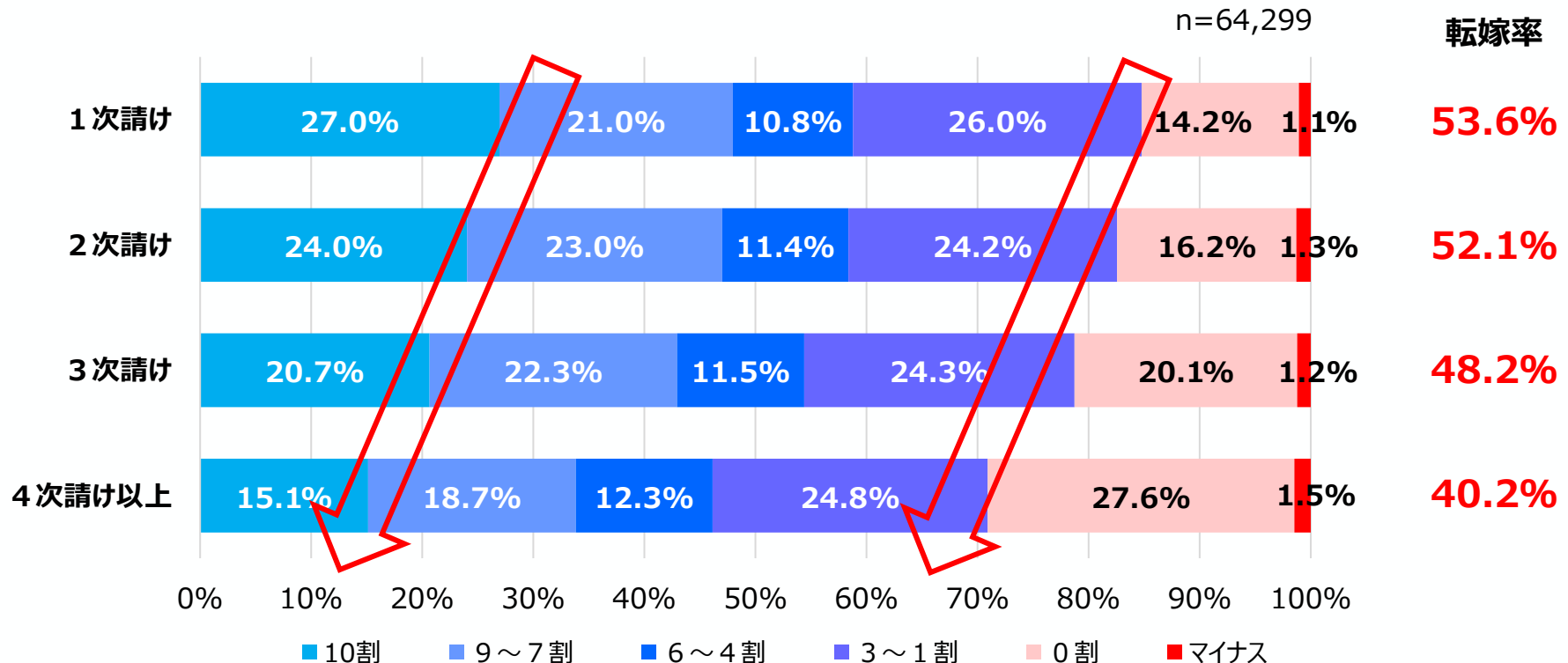
※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、 ↑↑：5～9ポイント 上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上 上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（53.6%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（40.2%）。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。
 - より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

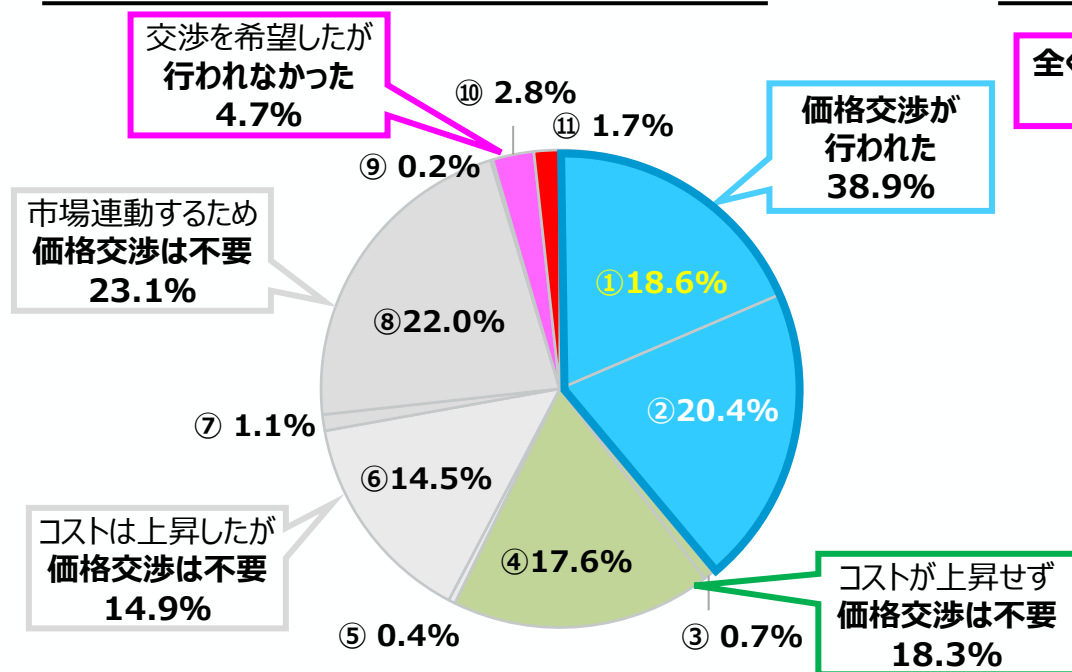


官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

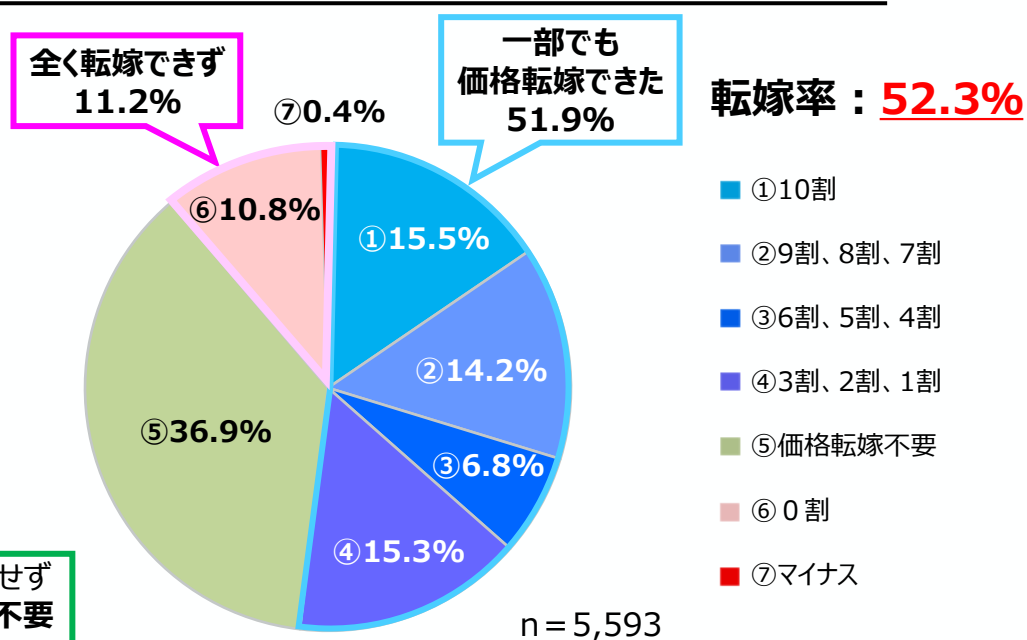
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「**入札により価格決定している**」割合が**約 9 割**（官公需以外では、約 1 割）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**約 4 割**（前回30.2%→38.9%。官公需以外では、6 割超）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



直近 6 か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○入札公告時にインフレスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。

▲価格転嫁について説明をしても、**予算がないことを理由にに応じていただけない**ことがある。

▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

1. 令和7年度の基本方針のポイント

◆ 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

- ・ 中小企業・小規模事業者向け 比率 61%、5兆9,193億円
- ・ 新規中小企業者（※）向け 比率 3%以上

※ 創業10年未満の中小企業・小規模事業者

◆ 基本方針における新たな措置等

- ・ **価格転嫁の促進**（国等から年1回以上の協議、「予算がない」と協議申出を断らない）
- ・ **低入札価格調査の厳格化**（低価格での入札に対し、単価、工数を調査）
- ・ **中小石油販売業者への配慮**（激変緩和措置補助減少に伴う価格交渉に適切に対応）
- ・ **スタートアップ等の受注機会の増大**（スタートアップ向け随意契約の活用）
- ・ **トラックドライバーへ配慮**（運送荷役効率化、標準的運賃活用、違法トラック排除）
- ・ **地域の中小建設業者へ配慮**（地域の公共工事の担い手の確保）
- ・ **WTO政府調達協定**（協定付表注釈及び国内実施政令にて協同組合、連合会は適用除外）

2. 令和7年度に新たに講ずる主な措置等

価格転嫁の促進

令和6年度版（労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応）

- ① 契約途中で実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更も含め適切に対応すること
- ② 受注者の申出があれば迅速かつ適切に協議を行うなど、申出が円滑に行われるよう配慮すること
- ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉の指針」の趣旨を最大限に考慮して対応すること



令和7年度は、申出がなくとも国等から協議を行い、申出に対して誠実な対応の義務化を追記。

- 【発注者としての行動】「労務費の指針」を参考に国等から少なくとも年1回以上の協議を行うように努め、率先して価格転嫁を行う旨の記載を追加
 - ※ 契約期間が1年を超え、役務等のスライド条項がない契約において、受注者から申出がなくとも国等から年に1回以上「契約金額の見直しが必要か」確認することとし官公需での価格交渉を促進。
- 【公共工事】（適正化に関する）「2024年改正 担い手3法※」に基づき、資材価格高騰等の協議申出に
対する誠実な対応の義務化を明記（例：「予算不足」、「前例がない」等と協議申出を断ってはならない）
 - ※ 「公共工事品質確保法、建設業法、公共工事入札契約適正化法」（2024年6月公布）

※ 予定価格の算出にあたり、直近の物価上昇を踏まえた適切な積算への留意を追記（毎年同じ内容の事業では予定価格を使い回さず、複数年度契約では期中の物価上昇を適切に単価に見込むこと）。10